



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. TPP交渉

NEWS2. 書籍の紹介 落合博満 采配

NEWS3. (税務①) 平成23年分年末調整

NEWS4. (税務②) 土地(宅地)の評価

NEWS1. (TPP交渉)

野田佳彦首相はホノルルで開かれた日米首脳会談とそれに続くアジア太平洋経済協力会議で、それぞれTPP交渉への参加を明言しました。(平成23年11月13日)

TPP(環太平洋連携協定)とは、加盟国の間で取引される全品目に対して関税を原則的に撤廃しようという枠組みです。現在9カ国(平成23年11月13日現在)が交渉に参加するTPPは、市場規模で欧州連合(EU)を上回り、これに日本が加わると、各国の国内総生産(GDP)の合計は22兆ドル(約1,700兆円)を超え、北米自由貿易協定(NAFTA)をしのぎます。

TPPへの参加については、新たな市場を獲得するメリット等が考えられますが、日本国内では参加に対して反対・慎重論が根強いようです。その理由として、関税撤廃は日本の食料自給率を下げ、国内農業を崩壊へ導く可能性があり、農林漁業を基礎としている地域社会を根底から覆すものである等の意見があります。また、TPP参加により農業やサービス、医療、金融に至るまでどんな影響があり、どういう政策を進めるのか、交渉と並行して国民への説明も求められています。

米国側は、今後も全品目で関税を撤廃するTPPの原則受け入れを野田首相に求めており、日本側は農業分野などでの「例外化」の可能性を探りたい点で両国は異なっており、今後の動向に注意する必要があります。

NEWS2. (書籍の紹介)

“落合博満 采配”

前中日ドラゴンズ監督、落合博満氏の著書。
平成23年11月17日、ダイヤモンド社より発売。

落合博満氏は、選手として史上初の三冠王を3度達成、監督としてチームを53年ぶりの日本一に導き、2004年の就任以来8年間で4度の優勝、2011年は球団史上初の連覇を果たすなど、選手として、そして監督として脅威の数字を残し続けました。常にトップを走り、育て続ける名将が、監督就任後初めて明かす、自立型人間の育て方、常勝組織の作り方、勝つということ、プロの仕事についてなど、ビジネス書、人材育成、自己啓発書として読める1冊です。

ドラゴンズファンの私もぜひ読みたいと思います。
日本シリーズは、7戦を通して最後まであきらめない、粘り強い戦いに感銘を受けました。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。
お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

NEWS3. (税務①)

Question

平成23年分年末調整を行うにあたって、昨年と比べて変わった点は何がありますか？
また、平成24年以降の源泉所得税関係の主な改正はどうなっていますか？

Answer

平成23年分年末調整を行う際の改正点は以下のとおりです。

1. 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の廃止
2. 扶養控除の見直し
3. 同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し
4. 一定の補助金等の交付を受ける場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法の見直し



平成24年1月以後の改正は以下のとおりです。

1. 通勤手当等の非課税限度額の見直し
2. 給与等の支払事務所等の移転があった場合の源泉所得税の納税地の見直し
3. 生命保険料控除の見直し

平成25年1月以後の改正は以下のとおりです。

1. 公的年金等の源泉徴収の見直し
2. 生命保険契約等に基づく年金の源泉徴収の見直し

【解説】

年末調整を行う際、所得税関係の改正が平成23年分から適用になるのか？それとも平成24年分から適用になるのか？

迷う場合が多くあるかと思います。

そこで、上記にて平成23年分から適用となる改正、それ以降(平成24年、25年)適用となる主な改正を列挙しましたので、ご確認ください。

平成23年分年末調整を行う際の改正点の中で、特に影響が大きいと思われる改正は**扶養控除の見直し**がありますので、詳細をご説明致します。

本年度から、**年齢16歳未満の扶養親族**(「年少扶養親族」といいます。)に対する**扶養控除が廃止**となりました。これに伴い、扶養控除の対象が、**年齢16歳以上の扶養親族**(「控除対象扶養親族」といいます。)とすることとされました。

また、**年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)**が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円となりました。

これに伴い、**特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更**されました。

よって改正により、19歳未満のお子さんをお持ちの方は、所得税が増税となります。

《参考:改正後の扶養控除額》

年齢16歳未満の扶養親族の扶養控除額……………0円
 年齢16歳以上19歳未満の扶養親族の扶養控除額……………38万円
 年齢19歳以上23歳未満の扶養親族の扶養控除額……………63万円

根拠条文等

所得税法84条

租税特別措置法41の16

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

NEWS4. (税務②)

Question

土地(宅地)を贈与することを考えています。
土地は税務上どのように評価されるのかを教えてください。

Answer

土地(宅地)は、その所在する地域により以下の①または②のいずれかの方式により評価されます。

①路線価方式 ②倍率方式

なお、どちらの方式の地域に該当するかは、
 財産評価基準書(国税庁)にて確認できます。



【解説】

< ①路線価方式 >

路線価とは、「路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額」のことで、毎年、財産評価基準書にて公表されます。当該基準書にて、路線価が定められている地域はこの路線価方式で評価します。

路線価方式における土地の価額は、路線価をその土地の形状等に応じ調整(補正)し、その土地の面積を乗じて計算します。

算定式 → $\text{路線価} \times \text{補正率} \times \text{面積} = \text{財産評価額}$

< ②倍率方式 >

路線価が定められていない地域は倍率方法で評価します。
 倍率方式における土地の価額は、その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。
 なお、固定資産税評価額は市区役所等で確認できます。

算定式 → $\text{固定資産税評価額} \times \text{倍率} = \text{財産評価額}$

※朝日だより第85号に記載しました、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の評価に係る「調整率」が公表されました。対象となる地域は、上記算定式の路線価及び評価倍率にこの「調整率」を乗じて計算することができます。地域によっては、通常の上記算定式で算定した額の0%~30%程度の評価となる場合もございます。

(対象となる指定地域)

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県全域、
 埼玉県、新潟県、長野県の一部地域
 詳細は、国税庁HPまたは、下記までご連絡下さい。

根拠条文等

財産評価基本通達1、7、11、13、14、21、21-2
 財産評価基準書、東日本大震災に係る「調整率表」

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
 西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850